

## 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会特定物品購入基金規程

### （設置）

第1条 社会福祉を目的とする事業に関し、特に必要な物品を購入するため、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会特定物品購入基金（以下「基金」という。）を設置する。

### （積立て）

第2条 前条の目的のための寄付金は、基金として積立てるものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、一般会計収支予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に積立てることができる。

### （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

### （運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、予算に計上して、この基金に編入する。

### （処分）

第5条 基金は、第1条に規定する事業を行う場合に限りその全部または一部を処分することができる。

### （委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規程は、平成12年12月18日から施行する。